

# 地区公民館の役割を再生する

— 研究報告書 —

令和4年5月

小田原市社会教育委員会議

## 目次

はじめに .....	1
1 地区公民館の成り立ち .....	2
(1) 公民館の誕生	
(2) 地区公民館の誕生	
2 地区公民館の現状 .....	3
(1) 現在の地区公民館数	
(2) 地区公民館の法的位置付け	
(3) 主な地区公民館の特性	
(4) 地区公民館の事業	
(5) 地区公民館に対する主な課題	
3 これからの地区公民館に求められる役割 .....	4
(1) 子どもの居場所	
(2) 緩やかで気軽なフリースペース	
(3) 世代間交流の場	
(4) 地域にとられない人々の集いの場	
4 地区公民館の役割に係る課題と解決のためのアイデア .....	5
(1) 利用者の拡大に係る課題と解決のためのアイデア	
ア 子ども、若者、子育て世代の利用者拡大	
イ 地域外の利用者拡大	
(2) 施設管理・設備に係る課題と解決のためのアイデア	
ア 鍵と予約の管理	
イ インターネット環境の整備	
5 地区公民館への支援 .....	9
(1) 公民館活動の中心となる人を育てる	
(2) 地区公民館の活動を育てる	
(3) 生涯学習センターが担う支援	
おわりに .....	11

## 参考文献

### 資料

## はじめに

本市の社会教育施設は、利用者のニーズの変化や施設の老朽化等に伴い、長年に渡ってそのあり方について検討が行われてきた。社会教育委員会議においては、平成26年に教育委員会からの「地域における学びの場のあり方について」という諮問を受け、地域における学びのあるべき姿や、施設等のあり方などについて協議し、平成28年に答申を提出した。この平成28年の答申では、「地域における学びを推進するためのしかけ」として、本市に128館（当時は131館）ある民設民営の地区公民館は、地域における学びの場の中心としてまちづくりに寄与し、本市の大きな特徴となっていることを述べた。

地区公民館については、現在、本市第1号の地区公民館建設から70年以上が経過した。社会の様子も当時とは大きく様変わりし、今も目まぐるしく変化し続けており、本市の重要な学びの場である地区公民館に求められる役割も、時代に応じて変化してきていると考えられる。

そこで、地区公民館の成り立ちと、当時想定されていた役割を振り返るとともに、ここで改めてこれからの時代に合わせた地区公民館の役割を再考することが必要であると考え、今期社会教育委員会議では、地区公民館について研究をすることとした。また、テーマ名については、役割についてただ考える“再考”というだけではなく、再び地区公民館が生き活きと活動をしている未来の姿をイメージし、「地区公民館の役割を“再生”する」とし、これからの役割やそのための支援策等について検討した。本書は、その2年間の検討結果をまとめたものである。

## 1 地区公民館の成り立ち

### (1) 公民館の誕生

公民館誕生の歴史的な背景としては、戦後の復興が大きくかかわっている。戦後の混乱期にある日本再生の原動力として考えられたものが、昭和21年文部次官通牒「公民館の設置運営について」による公民館構想であった。これは、立案者の名前を取って「寺中構想」と呼ばれている。

小田原市中央公民館発行「類似公民館の運営」によると、寺中構想における公民館像は、多目的で総合的な社会教育の機関であると同時に、社会娯楽機関、町村自治振興の機関、産業振興の機関、青少年の育成等さまざまな性格を持った地域の中心的な機関として機能させるというものであった。この施設を通じて、全ての国民が豊かで文化的な教養を身につけ、自主的に物を考え、平和的、協力的に行動する習慣を養い、新しい民主的な日本に生まれ変わるという日本再建のための課題に、官民一体となって取り組もうという構想であった。また、この構想は現在の公民館と比べ、かなり広い範囲で機能や内容をとらえていた。その後、昭和24年に社会教育法が制定され、その第20条で、公民館は「教育、学術及び文化」に関する社会教育機関であるとし、それに伴う事業内容（定期講座やレクリエーション等の開催、住民の集会その他公共的利用に供する等）についても規定した<sup>1</sup>とある。

以上の様な国の施策を背景に、本市では、地区公民館が誕生することになる。誕生の詳細は次に述べる。

### (2) 地区公民館の誕生

上記のような国の公民館施策を背景に、当時の小田原市では、地区公民館建設に向けた動きが始まった。当時の小田原市長鈴木十郎は、冊子「おだわらの公民館1960」の寄稿文において、「当時の議会で、『今後、社会教育の振興をいかにはかるか』という質問を受け、即座に『社会教育の振興は市内各地域に公民館を設置し、それを拠点として進めるつもりである。』と答えた」と記している<sup>2</sup>。また、同冊子の「公民館の育成」部分には、「市民の文化、教養の水準を上げ、福祉の増進を図る公民館活動の振興は・・・(中略) 真の活動促進には市域全体にわたって、広く公民館を育成強化する必要があるという考えに立って、当市の公民館行政の一貫した方針として、強力な公民館網の充実が図られてきた」との記載がある<sup>3</sup>。

このような当時の市の施策に対する市民の反応については、冊子「小田原の公民館1966」内の、当時の岩瀬教育長の寄稿文で知ることができる。寄稿文によると、「本市においては、昭和24年『社会教育の振興は市内地域に公民館を設置し、これを拠点として進める』との鈴木市長の方針にもとづいて、公民館育成の施策を社会教育の一貫した方針としており、こ

---

<sup>1</sup> 小田原市中央公民館（1983）「類似公民館の運営」p3,4

<sup>2</sup> 小田原市中央公民館（1960）「おだわらの公民館1960」p1

<sup>3</sup> 小田原市中央公民館（1960）「おだわらの公民館1960」p21

れに共鳴して市内各地域に公民館建設の機運が高まって、昭和 24 年 10 月 1 日地区立としての久野公民館が建設されたのを皮切りに、次々と公民館が建設され」との記述がある<sup>4</sup>。

以上のことから、本市では、公設公営の公民館網の整備ではなく、寺中構想を背景に、当時の市長と地域住民の熱意によって、各地域民設民営の地区公民館が次々と誕生し、各地区公民館がそれぞれの独自の特色を活かしつつ、全市的な連携を保ち、社会教育の拠点としての大きな役目を果たしていたものと推察される。

## **2 地区公民館の現状**

### **(1) 現在の地区公民館数**

前記の通り、昭和 24 年 10 月に第 1 号の民設民営の地区公民館が開設された。以来、ほぼ右肩上がりに増え令和 4 年 3 月現在 128 館を数えるに至っている。

### **(2) 地区公民館の法的位置付け**

地区公民館の法的位置付けとしては、社会教育法第 42 条「公民館に類似する施設は何人もこれを設置することができる。(公民館類似施設)」の規定が該当する。公民館の設置目的である、社会教育法第 20 条「公民館は、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的する。」の精神に則り、運営されることが望ましいとされている。しかしながら、地区公民館は住民が設置する施設であるため、公民館のような、法律による厳密な縛りはない。各地区公民館の規則により、公民館よりも自由度が高く、柔軟な運営ができるという、地区公民館ならではの利点を活かした活用が望まれる。

### **(3) 主な地区公民館の特性**

地区公民館の主な特性としては、①自治会や町内会が主体になって設置されること②運営は、自治会等から選ばれた人によって行われること③公共性・民主性・文化性・教育性を持つこと④地域づくりや住民活動の促進を目的に設置されること⑤地区内の住民組織や社会教育団体がその主要な利用団体になることの五つが挙げられる。前出の通り、民設の公民館類似施設であるため、公民館に比べ、より地域に根差した特性となっている。

### **(4) 地区公民館の事業**

地区公民館の事業としては、①学習活動、芸術文化活動等の生涯学習事業②住民の親睦交流を図る事業③住民の自治意識を高めるための事業④地域活動としての集会（環境、防災、

---

<sup>4</sup> 小田原市中央公民館（1966）「小田原の公民館 1966」p 2

福祉など)に係る事業などの四つが挙げられる。事業については、各地区公民館の自主性に  
基づき実施しており、ラジオ体操や文化祭、野菜収穫体験など、各館の独自性を活かし、工  
夫を凝らした活動を行っている。

### **(5) 地区公民館に対する主な課題**

現在の地区公民館に対する主な課題として、建設から40年を超えている建物が多い(令  
和2年10月時点85館、約66%)ことから、老朽化や、耐震基準を満たしていない館が多  
い(令和2年3月時点41館、約32%)ことに対する不安の声が、各地区公民館から上がっ  
ている。しかし、民設民営の施設であるため、運営費用は自治会の財政状況に依存しており、  
建替や修繕の負担額が大きく、直に建替や修繕が難しいという問題がある。また、近年では、  
特に役員のなり手が不足しており、長期に渡り役員を続けることへの負担感や、活動の存続  
等への不安感が増しているとの声もある。さらに、地区公民館によって活動の活発さに大き  
く差があり、どのような活動をしたらいいかわからないという声も聞かれる。

## **3 これからの地区公民館に求められる役割**

文部科学省作成の公民館パンフレットによると、公民館の役割として、住民同士が「集う」  
「学ぶ」「結ぶ」ことを促すとある<sup>5</sup>。公民館類似施設である地区公民館に求められる役割も  
基本的に同じである。しかしながら、市内に128館ある地区公民館においては、学校よりも  
身近な場所にある(場合が多い)という地理的利便性や、類似公民館であるゆえに厳密に公  
民館の法的規定に則る必要はなく、より自由で柔軟な運営が可能であることから、特に「集  
う」と「結ぶ」に強みを持つと考えられる。

今期社会教育委員会議では、特に、地区公民館の持つ強みである「集う」と「結ぶ」に注  
目し、これからの地区公民館に求められる具体的な役割を検討した。その結果、「子どもの居  
場所」、「緩やかで気軽なフリーなスペース」、「世代間交流の場」、「地域にとらわれない人々  
の集いの場」の四つのキーワードを抽出した。

### **(1) 子どもの居場所**

国連の子どもの権利条約に代表されるように、子どもにやさしいまちづくりが世界的に  
推奨されている。また、児童福祉の現場からも、地域にはどこにも居場所のない子どもが必  
ずいるという話が聞かれる。地域に密着した地区公民館だからこそ、子どもの居場所として  
の役割が、今、そしてこれからも求められている重要な役割ではないだろうか。子どもを大  
事にする地域、地域みんなで子どもを育てるという認識が、よりよい地域づくりにもつな  
がると考える。

---

<sup>5</sup> 文部科学省(2009)公民館パンフレット「公民館」p.2,3

## **(2) 緩やかで気軽なフリースペース**

現状、地区公民館の利用形態としては、ある程度固定のメンバーで構成された、馴染みの団体やサークルによる使用を想定しているところが多いと思われる。そのため、個人や普段その地区公民館を使っていない人たちにとっては、部屋は空いているのに使えないという状態になってしまう。地区公民館には、これまでの利用者層に加えて、子ども、若者、子育て世代、移住者といった新たな利用者層の拡大を図るためにも、いろいろな人が、気が向いたときにふらっと来て、その場その場である程度自由に使えるスペースがあるとよい。いろいろな人が一人でもふらっと来て、思い思いに時間を過ごせる場があることで、その場に居合わせた人同士の緩やかで気軽な交流も生まれる。そのような緩やかな交流の積み重ねが、やがて地域づくりの力になるのではないか。

もともと、生涯学習でいう「学習」とは、講義や講座といった堅いものだけではなく、例えば子ども達の遊びにも学びがあるという広い概念である。堅苦しく考えず、公立公民館よりもさらに柔軟な運用が可能という地区公民館の利点を活かし、まずは気軽にみんなが楽しいと思える仕掛けを試してみるという視点が大切である。

## **(3) 世代間交流の場**

地域づくりには、人と人や、団体同士の横のつながりだけではなく、いろいろな世代がつながる縦のつながりという両輪が必要である。本市には、身近な地区公民館が 128 館もあるので、地区公民館を二つのつながりの拠点にできるとよい。現代は、世代間や人同士の分断の時代と言われるが、これらの二つのつながりを作り出し、積み重ねることが、分断の解消にもつながるのではないだろうか。

## **(4) 地域にとられない人々の集いの場**

人口減少により、そもそも子どもや若い世代が少なくなっている中、地区公民館の利用をその地区（自治会）内の住民に限定すると、対象である子どもや若い世代の人数はさらに少なくなる。利用者はますます減り、それに伴い活動も衰退していく。公民館を規定した社会教育法が制定された昭和 24 年当時は、農村を中心とした時代であった。生産する場と消費する場が一致し、移動をせずとも完結する社会が長く続いた。しかし、高度経済成長期以降は、住んでいる場所だけで全てが完結することはなく、人々が移動をする社会に変わった。現代は交通手段も発達し、自分の地域だけではなく、近隣の地区公民館にもすぐに行ける。時代の変化に合わせ、住んでいる地域や、自治会に入っているかどうかの区別なく集える場となることが求められている。

## **4 地区公民館の役割に係る課題と解決のためのアイデア**

これらの役割から考えると、現在の地区公民館の主な利用者層である地域の高齢者世代から、子ども、若者、子育て世代、地域外の住民という新たな利用者層への拡大が必要であ

る。その中でも、特に子どもが重要なキーワードである。さらに、それらの利用者の拡大のためには、併せて地区公民館の施設管理や設備などのハード面についても考える必要がある。ここでは、上記の役割に係る課題を、利用者の拡大に係る課題と、施設管理・設備に係る課題の二つに分け、それぞれの課題解決のためのアイデアを記載する。

### **(1) 利用者の拡大に係る課題と解決のためのアイデア**

新たな利用者の拡大に係る課題は、さらに、子ども、若者、子育て世代についての課題と、地区公民館の地域外の利用者についての課題の二つに分けられる。

#### **ア 子ども、若者、子育て世代の利用者拡大**

まず、子どもが利用する子どもの居場所としての役割を果たすためには、その子どもを見守る大人が必要である。また、地区公民館が、ある時は開いていたけれど、ある時は閉まっていたという状態だと、子どもの居場所になりにくいとの意見もある。しかし、現状、基本的には地区公民館には常駐の管理人（大人）はおらず、子どもが気軽に利用することは難しい。

これに対しては、例えば、有償の管理人を配置するのも一つのアイデアである。常駐ではなくても、ある程度決まった日時に管理人がいることで、子どもの居場所としての利用の促進にもなる。

さらに、子どもの居場所の役割と合わせて、緩やかで気軽なフリースペースとしての役割も兼ね、例えば、時間を決めて、子ども達がいつ来てもよく、自由に過ごせる時間帯を設定するというアイデアがある。現在は、管理社会と言われている。管理責任を追及されると困るので、いい意味で子どもを放っておいていい場所がほとんどない。子どもは、自由にさせておいた方が想像力を働かせ、いろいろな遊びを発明する。それはもちろん、子どもだけに限らず大人も同じである。誰にとってもフリーな時間とスペースがあるとよい。一定の時間は今まで通り団体で使い、それとは別にフリーな時間も設けるなど、時間を上手く配分するなど、工夫を凝らして柔軟に運用することで、利用者の拡大が期待できる。

次に、若者、子育て世代は、平日は仕事、土日レジャー等で地元にはいないことが多く、また行動範囲も広いため、地域との結びつきが薄い。必然的に地区公民館と係わる機会も少ないことが考えられる。この課題に対するキーワードもやはり「子ども・若者」である。子どもをターゲットにした活動等で子育て世代や若者を巻き込むことが効果的と考える。子どものイベントには、その保護者（主に子育て世代）も着いていく。また、若者や子育て世代は、行動範囲が広く、仲間同士のネットワークもあるので、自分達が楽しいと思えば、離れたところからも仲間同士でやってくる。子ども、子育て世代、若者が参加したくなるような仕掛けを作ることが重要である。例えば、子育て広場や子ども食堂等には、自然と人が集まり、交流が生まれる。なお、これらの「子どもを核とした日常的な取組」では、取組の担い手がポイントになってくる。あまり頻回であると負担が多くなるため、月1回か2回程度担当することで、無理なく楽しく取り組めるのではないか。



また、子どもや子育て世代、若者を巻き込む仕掛けとして、防災関係のイベントも有効であるとする。子育て世代や若者は、通常時には地域との関わりは希薄であるが、小さな子どもがいる子育て世代や近くに知り合いがいない人達こそ、災害時には地域住民の助け合いが重要になってくる。そこで、子どもを災害から守るというテーマや地域の地形や特性を知り、身を守るための防災関係のイベントを実施するとよいのではないかと考える。さらに、日用品の作成・販売、フリーマーケットなども若者が集まりやすいイベントである。

他にも、子どもから大人、若者まで広い層を巻き込むアイデアとして、お祭りなど地域の恒例行事はもとより、バーベキューや清掃作業など、地区公民館を拠点に一緒に何かの作業をする機会を設けるとよい。面と向かっては話すのは難しいが、何か作業をしながらであれば、それをきっかけに自然にお互いのやり取りが生まれ、世代間交流もできる。ヨーロッパには、公民館はないが、高校生が一人暮らしの高齢者のために料理を作って公会堂に持ち寄り、そこに地域の高齢者が集まって料理を食べる仕組があるという。ここでは、料理を通じて自然な交流が図られている。例えば、地元の中学校や高校と地区公民館が連携し、楽しく作業ができ、自然な交流が生まれるようなイベントを行うと効果的であるとする。

## イ 地域外の利用者拡大

地区公民館の地域外の利用者についての課題としては、地区公民館の所有者意識と運営費用に係る課題がある。現状、地区公民館の運営費用は、地域住民の公民館費（自治会費）から賄っている。また、建設の際も地元住民がお金を出し合って建設したという経緯もあるため、直接の所有者である地域住民が使うのが当たり前という意識になりがちである。公民館の地域外の人々の利用について、社会教育法第 20 条「一定区域内の住民のため」と文言があるが、全国的な流れは、他地域の人もある程度の費用を払い使用可能としている。「地区公民館は地域だけのもの」という概念から「地区公民館の広域化（地域を超えた活動）」という概念へのシフト、「開かれた地区公民館」が今後の地区公民館の活性化につながるキーワードであるとする。地域外の人々も地区公民館を利用できるようになることで、利用者が増え、活動の活性化につながる。また、地元の地区公民館だけでなく、近隣の地区公民館も活動拠点とすることができ、地域交流や地域を超えた学びの広がりが期待できる。

具体的には、地域外の人と、地域の子ども、その保護者や地域の大人と一緒に何かをする仕組みを作るのがよい。これは、先述の「子どもを核とした日常的な取組」に対し、「子どもを核とした非日常的な取組」と言える。子どもや若者は、非日常的な経験を求めており、親和性も高い。例えば、大学と連携して、農作物の収穫期など、人口減少や高齢化などで地域だけでは対応できないという場合に、他地域の若者がやってきて、一時的に地区公民館を拠点として地域の手伝いをする。そこに地元の子どもも参加できるような仕組みを作ると、併せてその子どもの保護者も参加する。さらに、その取組が面白ければ、サポートしてくれる地域内外の大人も出て来て、地区公民館という拠点を中心に、地域を超えた世代間交流が生まれる。

地区公民館の運営費用についても、理想は、地元からの公民館費（自治会費）だけではな

く、どこに住んでいる人からでもお金を集めることである。例えば、ある自治会では、回覧板を作る際に自分達で広告主を集め、そこから広告料をもらい作成している。広告を集める際も、最初は地域に限定という発想であったが、地域限定では記事が埋まらないため、人脈をたどり、地域外にも販路を広げ、今は掲載の順番待ちの状態であるという。始めたきっかけは、ある人の「自分達で作ろう」という一言だった。初めての事業を立ち上げるのは、最初は大変であるが、誰かがスイッチを入れ替えると上手くいくケースもある。まずは試してみるという柔軟な発想が大切である。

## **(2) 施設管理・設備に係る課題と解決のためのアイデア**

### **ア 鍵と予約の管理**

地区公民館の施設管理に係る課題としては、地区公民館役員等にとっての鍵と予約管理の負担が大きいがあげられる。前出のとおり、現状、基本的に地区公民館には常駐の管理人がおらず、主に役員等が予約を管理し、それに合わせて鍵の開け閉めを行っている。また、利用者側としても、普段使い慣れていない人、特に地域とのつながりが薄い若者や、子育て世代にとっては、そもそも地区公民館の予約は誰に聞いたらいいのかわからない。聞く相手が分かったとしても、仕事等の合間を縫って、相手のタイミングと自分のタイミングを合わせて連絡を取り、場合によってはさらに役員の家まで鍵を借りに行くということは、とてもハードルが高く、利用をためらう一因となっている。これらに対する解決のアイデアとしては、子ども、若者、子育て世代の利用者拡大に係るアイデアと重複するが、例えば地域外の利用者からの利用料等を人件費に充てて、有償の管理人を配置することが考えられる。人件費の確保が難しい場合には、一人に負担がかからないよう、複数人による鍵の管理や、鍵の管理者と予約管理者の役割分担などの工夫が考えられる。

ここで、鍵の管理の工夫の具体例を紹介する。生涯学習センター豊川分館と上府中分館では、分館を廃止し、市民集会施設として位置づけを変更したときに、地域の方に鍵の管理をお任せしていた。豊川分館ではダイヤル式のキーボックスの中に鍵を入れ、使用者が使用料を支払いに来た際にダイヤル番号を教え、自分達で鍵の開閉を行うという形で鍵の管理に係る問題を解決した。場合によっては、人による鍵の管理ではなく、キーボックスの利用など機械の力を借りるという方法も有効である。

### **イ インターネット環境の整備**

設備に係る課題としては、地区公民館でのインターネット環境の未整備があげられる。現在の我々の生活にはパソコンやスマートフォンが深く浸透している。特に若い世代の中には生活に必要不可欠なツールと考えている人も多いことだろう。地区公民館にインターネット回線を引き、Wi-Fiを整備することにより、若者や子育て世代の利用が広がると考える。また、小中学校においては一人一台パソコンやタブレットが整備されたが、持ち帰る場合は各家庭のインターネット回線を使用する。家庭によってはネット環境が十分整っていないところもあると聞く。そのような子どもの自習の場や、コロナ禍におけるテレワークの

場として活用できる。また、地区公民館がネットにつながること、地区公民館同士の双方向的なやり取りが可能になり、例えば、スポーツイベントのパブリックビューイング会場等とするなど、これまでとは違う新たな活用の可能性が広がる。

地区公民館にはそれぞれの地域と結びついた長い歴史があり、各施設ごとに設備環境等も全く異なるため、一律に事業を行うことは難しい。また、それぞれの館の状況で効果的な方法も違うだろう。館の状況に応じ、できるところから柔軟に対応していくことが望ましい。

## **5 地区公民館への支援**

### **(1) 公民館活動の中心となる人を育てる**

地区公民館に必要な支援として、二つの支援が考えられる。一つ目は、地区公民館活動の中心となってサポートやコーディネートを行う人を育てることである。サポーターやコーディネーターを新たに養成することも考えられるが、現在活動中の人や子育て経験者等がサポーターやコーディネーター的役割を担えるとよい。例えば、以前子育て広場で活動していたが、子どもが大きくなり活動の場がなくなってしまった保護者を巻き込み、子どもの居場所などのサポーターやコーディネーター役を担ってもらうのも一案ではないか。地区公民館を利用する人の幅が広がれば、利用者の中から地区公民館活動の中心となる人を見出せる可能性もある。また、中心となる人を育てるためには、その人自身が活動の楽しさややりがいを感じられることも重要である。仕事や趣味で始めたことが人の役に立ち、結果として自分の生きがいにもなる。そのような良いサイクルが生まれることが、人を育てることにつながるものとする。

### **(2) 地区公民館の活動を育てる**

地区公民館に必要な支援の二つ目は、地区公民館の活動を育てることである。現状、活動を育てるための全市的な取り組みとしては、市内の地区公民館で連絡協議会を作り、定期的に役員間で情報交換をしたり、年に一度、市内地区公民館関係者を一堂に集めて、優れた業績のあった地区公民館や関係者を表彰する「公民館大会」を開催している。また、同じく年に一度、地区公民館を活動の場としている文化学習サークルの成果発表と相互交流の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催しているところである。しかしながら、各地区公民館の日常的な活動等については、ほとんど共有されていないのが現状である。年に一度ではなく、年間を通じてタイムリーに、各館の活動紹介や情報共有ができることが望ましい。一般の方に対しては、活動の楽しさやメリットを積極的に発信することで、利用者の拡大を図る。地区公民館関係者に対しては、それぞれが活動を紹介、情報共有することで、共通の課題への理解が深まり、自分の地域の活動の具体的な参考にもなる。また、地区公民館に関する人が増えていくことで、新たなアイデアや提案も生まれてくる。さらに、自分達の中から生まれたものについては、能動的に取り組もうという気持ちになりやすいため、その実現に向けて周囲の協力も期待できる。

以上の二つの支援はお互いにリンクしており、「人が育つ」と「活動も育つ」、「活動が育つ」と「人が育つ」という良いサイクルが生まれる。これら二つの支援を同時に進めていくことが、より効果的な支援になると考える。

### **(3) 生涯学習センターが担う支援**

前出の「これからの地区公民館に求められる役割」で述べた通り、基本的な公民館の役割としては、住民同士が「集う」「学ぶ」「結ぶ」ことを促すことにある。生涯学習センターは、これらを包括的に支援することが求められる。生涯学習センターが担う、地区公民館へのそれぞれの役割に係る具体的な支援策については以下のように整理をした。

「学ぶ」に対するサポートとしては、現行の制度として、市職員が市民の元に出向き、行政の取組や職員の専門知識を生かした話をする「出前講座」及び市民のボランティア講師が専門知識を生かして活動する「キャンパス講師制度」の活用がある。また、令和2年度には、身近な地域で住民自らの気づきと学びから課題解決への方向性を見出していくため、より多くの地域住民が参加できる講座を地区公民館で開催する「地区公民館講座事業」を新たに創設した。なお、この「地区公民館講座事業」については、コロナ禍のため開催実績はまだないが、地区公民館での直接的な学びのサポート事業として、今後の一層の充実が求められる。

「集う」「学ぶ」「結ぶ」に対しては、全地区公民館に対して生涯学習活動を推進するための地区公民館活動費補助金を支出し、金銭的なサポートを行っている。特に金銭的に大きな負担となる地区公民館の建設、維持修繕等については、それぞれ補助金を設け地区公民館のハード面の環境整備のサポートを行っている。今後は特に、Wi-Fi等のネット環境の整備へのサポートが求められる。

また、地区公民館をつなぐハブとしての機能として、小田原市地区公民館連絡協議会と連携し、他館での活動の周知や公民館大会の工夫・充実に努めることで、公民館活動の活性化を支援する。特に、先述のとおり各館の活動の積極的な周知については、一層の充実が求められる。加えて、今後の地区公民館活動の担い手として、サポートやコーディネートを行う人材を育てることに対しても、積極的に働きかけていく必要がある。さらに、生涯学習センターの担う支援として、例えばこの社会教育委員会議に代表されるような、行政としての地区公民館に係る政策の企画調整がある。いずれの支援にしても、地区公民館と密に連携を取りながら、それぞれの地区公民館の実情に配慮しつつ、柔軟に対応していくことが期待される。

## おわりに

本書は、「地区公民館の役割を再生する」をテーマに、これからの地区公民館の役割と、役割に係る課題と解決のためのアイデア、支援策等について探った。

ここで示した現状や課題はあくまでも現時点でのものであり、また、これからの地区公民館の役割に係る仕組みについては、社会教育委員会議で検討したアイデア例を示したものである。それぞれの地区の状況によって有効な仕組みは違うため、一律に取り入れることは難しい。今後の地区公民館活動のためのアイデア集として、参考にしていただけたら幸いである。

昭和 21 年に文部次官通牒により公民館の設置の促進が奨励されると、公民館は瞬く間に全国に普及し定着した。文部科学省作成の公民パンフレットによると、昭和 24 年には全国の公民館数が一万館を突破したとある<sup>6</sup>。公民館の設置が政策として掲げられていたのは確かであるが、ここまで普及した背景には、地域の人たちの公民館を求める思いがあったからではないだろうか。そのような地区公民館が小田原に多く残っているのは、素晴らしいことであり、今後も活用されるべき大切な地域の遺産であると考えている。

本書が、本市地区公民館が将来への遺産として次代に受け継がれるとともに、本市における学びの場のさらなる充実のための一助となることを望む。

---

<sup>6</sup> 文部科学省（2009）公民館パンフレット「公民館」 p 30

## 参考文献

- 小田原市中央公民館（1983）「類似公民館の運営-主体的な類似公民館活動をすすめるために-」  
小田原市中央公民館（1960）「おだわらの公民館 1960」  
小田原市中央公民館（1966）「小田原の公民館 1966」  
文部科学省（2009）公民館パンフレット「公民館」

## 資料

### 1. 今期小田原市社会教育委員会協議協議経過

	日程	内容
①	令和2年8月27日（木）	社会教育委員の活動及び今後取り組む研究調査テーマについて協議
②	令和2年11月25日（水）	地区公民館の現状と課題について協議 （近隣地区公民館見学）
③	書面会議	調査票で地区公民館について意見聴取
④	令和3年5月20日（木）	調査票を元に、具体的な研究テーマについて協議
⑤	令和3年10月27日（水）	具体的テーマにもとづき、地区公民館の役割について協議
⑥	書面会議	調査票で地区公民館へ支援策等協議
⑦	令和4年2月3日（木）	研究報告書骨子案について協議
⑧	書面会議	研究報告書素案について協議
⑨	令和4年5月19日（木）	研究報告書案について協議・確認

2. 小田原市社会教育委員名簿

任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日

役職	氏名	区分	備考
議長	木村 秀昭	社会教育関係者	小田原市自治会総連合理事
副議長	笹井 宏益	学識経験者	玉川大学学術研究所特任教授 国立教育政策研究所フェロー
委員	有賀 かおる	学校教育関係者	放課後子ども教室コーディネーター 豊川地区主任児童委員
〃	金子 和充	社会教育関係者	小田原市公民館連絡協議会会長
〃	倉澤 良一	学校教育関係者	酒匂小学校校長 (～R4. 3)
〃	齊藤 ゆか	学識経験者	神奈川大学学長補佐 神奈川大学人間科学部教授
〃	高須 正幸	家庭教育の向上に資する活動を行う者	神奈川県小田原児童相談所所長 (～R3. 3)
〃	高橋 大明	学校教育関係者	富水小学校校長 (R4. 4～)
〃	高橋 正則	社会教育関係者	公益財団法人小田原市体育協会副会長
〃	永井 正	学校教育関係者	城南中学校校長 (～R3. 3)
〃	中島 正視	学校教育関係者	城山中学校校長 (R4. 4～)
〃	西本 真弓	社会教育関係者	小田原市PTA連絡協議会幹事 (～R3. 3)
〃	野坂 正径	家庭教育の向上に資する活動を行う者	神奈川県小田原児童相談所所長 (R4. 4～)
〃	平井 良一	社会教育関係者	小田原市青少年健全育成連絡協議会会長
〃	深野 彰	学識経験者	文化史エッセイスト
〃	箕輪 真理	社会教育関係者	小田原市PTA連絡協議会幹事 (R3. 4～)
〃	村上 晃一	学校教育関係者	白山中学校校長 (R3. 4～R4. 3)
〃	山岸 秀俊	家庭教育の向上に資する活動を行う者	神奈川県小田原児童相談所所長 (R3. 4～R4. 3)

※委員は五十音順 敬称略

※職名は、在任委員は令和4年4月現在、その他は在任当時のもの

地区公民館の役割を再生する

－ 研究報告書 －

令和4年5月

小田原市社会教育委員会議

編集・発行 小田原市文化部生涯学習課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話 0465-33-1720